

【テーマ】 (1) 感染再拡大に備えたコロナ対策の検証  
(地域福祉活動支援)

＜社会福祉協議会による生活福祉資金の  
特例貸付の課題と改善策＞

令和3年11月8日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

# 社会福祉協議会の活動について

社会福祉協議会は、**社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**として規定されており、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者等の参加・協力を得て、**地域の実情に応じた住民の福祉の増進を図ることを目的とする民間組織**である。全国（全社協）、都道府県、市町村（特別区を含む。）、指定都市の行政区（地区社協）の各レベルで組織されている。

現在、社会福祉協議会を通じて地域における社会福祉に関する活動が活発にすすめられているが、その具体的内容は、それぞれの地域の実情に応じたものとなっており多岐にわたっている。

【全国社会福祉協議会】※令和3年6月22日現在 会長 清家篤（日本私立学校振興・共済事業団理事長、元慶応義塾長）

## 主な事業(活動)

- ①ボランティア活動に関する支援、ボランティアの普及活動
- ②サロン活動等、住民のつながりの場の提供、活動支援
- ③近隣住民の訪問活動などによる小地域での見守りネットワークづくり
- ④民間福祉サービスの推進に向けた地域福祉活動計画の策定
- ⑤ホームヘルプサービスやデイサービスの運営等の介護保険サービス・障害福祉サービスによる生活の支援
- ⑥食事サービスや移送サービスの実施・支援等、高齢者・障害者等への生活支援
- ⑦福祉教育活動の推進、支援
- ⑧母子・父子家庭組織への支援、学習支援・子ども食堂の実施・支援等、児童への支援
- ⑨生活困窮者の自立支援（自立相談支援事業等）、**生活福祉資金の貸付**
- ⑩各種相談活動

## (参考1)

社会福祉協議会数  
(令和3年4月1日現在)

全国社会福祉協議会 (社会福祉法第111条)	1ヶ所
都道府県社会福祉協議会 (社会福祉法第110条)	47ヶ所
指定都市社会福祉協議会 (社会福祉法第109条第1項)	20ヶ所
市町村社会福祉協議会 (社会福祉法第109条第1項)	1,721ヶ所
地区社会福祉協議会 (社会福祉法第109条第2項)	104ヶ所

## (参考2)

市区町村社会福祉協議会における  
人口規模別平均職員数  
(令和2年度)

	(単位:人)		
	正規	非正規 常勤	非正規 非常勤
全体	11.2	5.2	5.0
人口1万人未満	4.3	1.3	0.6
人口4～6万人台	12.3	5.5	6.7
人口10万人台	17.4	10.0	8.5
人口40万人以上	35.4	18.9	21.5

※介護保険サービス等に従事する職員を除く。

## (参考)特例貸付 これまでの見直しの経緯

○令和2年3月25日 特例貸付について、全国で受付開始(申請受付期間は、令和2年7月末まで)

	本則	特例措置		本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯		貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	10万円以内	10万円以内 (学校等の休業等の特例 20万円以内)		貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内
据置期間	2月以内	1年以内		据置期間	6月以内
償還期限	12月以内	2年以内		償還期限	10年以内
貸付利子	無利子	無利子		貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%

- 令和2年6月15日 申請受付期間の延長(令和2年7月末 → 令和2年9月末)
- 令和2年7月 2日 総合支援資金について、3か月貸付を行ってもなお日常生活の維持が困難な世帯に対し、延長貸付を実施
- 令和2年9月15日 申請受付期間の延長(令和2年9月末 → 令和2年12月末)
- 令和2年12月8日 申請受付期間の延長(令和2年12月末 → 令和3年3月末)
- 令和3年 1月8日 据置期間の延長(令和4年3月末までに償還時期が到来する貸付については令和4年3月末まで延長)
- 令和3年2月19日 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した者に対し、総合支援資金の再貸付を実施
- 令和3年3月16日 申請受付期間の延長(令和3年3月末 → 令和3年6月末)、償還免除要件の明確化

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。		
資金種類ごとに判定し、一括免除	確認対象	・ 緊急小口資金 : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		・ 総合支援資金(初回貸付分) : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		・ 総合支援資金(延長貸付分) : 令和5年度の住民税非課税
		・ 総合支援資金(再貸付分) : 令和6年度の住民税非課税
		( 住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。 )

- 令和3年5月28日 緊急小口資金、総合支援資金(初回・再貸付)の申請受付期間の延長(令和3年6月末 → 令和3年8月末)
- 令和3年8月17日 緊急小口資金、総合支援資金(初回・再貸付)の申請受付期間の延長(令和3年8月末 → 令和3年11月末)

各都道府県社会福祉協議会に対しては、制度変更に合わせて、定期的に説明会を設けて変更内容を説明。【これまで延べ6回開催】

# 運用改善に向けた特例貸付に関する広報の対応①

## ①最新版のQ&A等の周知徹底 令和3年7月5日から開始

○ 厚生労働省ホームページ内に、**最新のQ&A等（特例貸付の取扱いを示した局長通知、問答集や償還免除の事務連絡）をまとめたページを設置**し、そのリンク先を全社協通じて各都道府県社協に周知（Q&A等の発出の都度、常に最新の情報に更新し、全社協通じて周知）。

※ 従前は、発出した通知や事務連絡は厚労省HPに掲載してきたが、厚労省の新型コロナウイルス特例関係の社会福祉の通知掲載ページに、発出日順に掲載されているだけで、特例貸付の最新のQ&A等を探ることが困難となっていた。

### 従前

新型コロナウイルス特例関係の社会福祉の通知掲載ページ

The screenshot shows the '厚生労働省' (Ministry of Health, Labour and Welfare) homepage. The navigation menu includes 'テーマ別に探す', '報道・広報', '政策について', '厚生労働省について', '統計情報・白書', '所管の法令等', '申請・募集・情報公開'. The breadcrumb trail is: ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 社会福祉・雇用・労働に関する情報一覧 (新型コロナウイルス感染症). The main content area is titled '社会福祉・雇用・労働に関する情報一覧 (新型コロナウイルス感染症)'. Under the '社会福祉' category, several notices are listed, including one from June 11, 2021, regarding the revision of the self-employment support system for COVID-19 patients.

単に発出日順に通知・事務連絡を掲載

### 新設

「生活福祉資金貸付制度」のページに最新のQ&A等をまとめたページを新設

The screenshot shows the '厚生労働省' homepage with a different breadcrumb trail: ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 生活福祉資金貸付. The main content area is titled '福祉・介護 生活福祉資金貸付制度'. A 'New' badge is placed next to the first item in the list: '緊急小口資金等の特例貸付の最新通知や問答集についてはこちらをご参照ください。'. A red box highlights this link, and a red arrow labeled 'Jump' points to it. Below the list, a larger red box highlights the text: '緊急小口資金等の特例貸付の最新通知や問答集についてはこちらをご参照ください。' followed by a list of links for notices, Q&A, and administrative correspondence.

## ②緊急小口資金等の特例貸付の特設サイトに「意見フォーム」を設置

令和3年9月9日から開始

- 制度・運用改善につなげていくため、意見フォームを設置して、制度の趣旨やQ&Aに照らして検討が必要と思われるご意見に対しては、状況を確認しながら丁寧な対応を行うとともに、必要に応じてQ&A等の発出を行い、全国的に適切な運用の実施の周知徹底を図る。

特設サイトのトップページ

The screenshot shows the top page of a special website. At the top, there are logos for '厚生労働省' (Ministry of Health, Labour and Welfare) and '生活支援特設ホームページ' (Special Home Page for Life Support). A blue banner reads '新型コロナウイルス感染症の影響で' (Due to the impact of the COVID-19 pandemic). Below this, a large heading says '収入が減少し生活に困窮する方へ' (For those whose income has decreased and who are struggling with life). A navigation menu includes '生活資金でお悩みの方へ' (For those who are troubled by living expenses) and '生活福祉資金の特例貸付' (Special Loans for Life Welfare Funds). Two boxes describe '緊急小口資金' (Emergency Small-scale Funds) for those who need immediate and temporary living expenses, and '総合支援資金' (Comprehensive Support Funds) for those who need living expenses until their lives are rebuilt. A red-bordered box highlights a 'New' announcement: '緊急小口資金及び総合支援資金(初回貸付、再貸付)について、申請期間が令和3年11月末日まで延長となりました。' (Regarding emergency small-scale funds and comprehensive support funds (first-time loans, re-loans), the application period has been extended until the end of November 2021). Below this is a 'ご意見受付フォーム' (Opinion Reception Form) button. At the bottom, there are navigation links: '生活福祉資金の特例貸付' (Special Loans for Life Welfare Funds), '手続きの流れ' (Flow of Procedures), '申込・相談窓口' (Application/Consultation Counter), '申込書' (Application Form), and 'よくある質問' (Frequently Asked Questions).

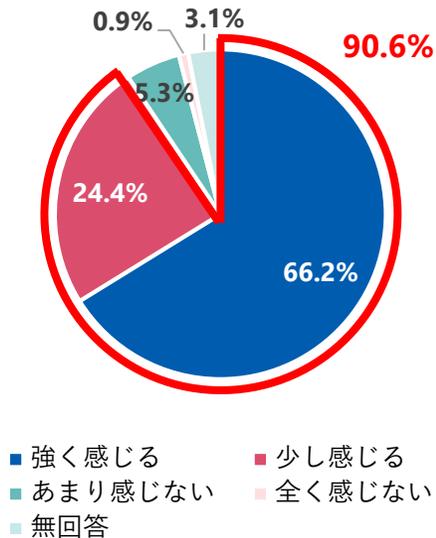
ご意見受付フォームのページ

The screenshot shows the '生活福祉資金の特例貸付 ご意見フォーム' (Special Loans for Life Welfare Funds Opinion Form) page. It features a blue header with the title. A text box explains that the form is for providing feedback on the system and operations, and that responses will be provided in principle. Below this, there are several input fields: '種別' (Type) with a dropdown menu set to '必須' (Required) and radio buttons for 'ご意見' (Opinion) and 'ご要望' (Request); '件名' (Subject) with a text input field; '氏名' (Name) with a text input field; 'お住まいの地域' (Residence) with a dropdown menu set to '都道府県' (Prefecture) and a sub-field for '市区町村まで' (City/Town/Village); 'メールアドレス' (Email Address) with a text input field containing 'hogehoge@example.com'; '電話番号' (Phone Number) with a text input field for '電話番号(ハイフン無し)' (Phone Number without hyphen); and '内容' (Content) with a large text area and a dropdown menu set to '必須' (Required). A blue button at the bottom right says '確認ページへ' (Go to Confirmation Page).

# コロナ禍での社会福祉協議会の対応

- 多くの社会福祉協議会で委託されて実施されている生活困窮者自立支援制度における自立相談支援業務については、コロナ禍によって9割以上の相談窓口が相談支援業務の実施に負担や困難さを抱えている。
- 社会福祉協議会の声として、貸付業務に手一杯となって十分な相談支援を行うことができなかつたことに葛藤していることや、安定的な相談支援体制の確保に対する課題、コロナ禍において支援を要する者への対応のあり方として、生活福祉資金制度による方法が適切な仕組みであったのか疑問に感じているなどの声が上がっている。

新型コロナの影響による  
生活困窮者自立支援制度における  
自立相談支援業務への負担や困難さ



自治体が担う自立相談支援事業は6割が委託されており、77%は社会福祉協議会に委託されている。

※令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」(北海道総合研究調査会)

## 【社会福祉協議会の声(※)】

- 新たな相談者層の増加により、相談員が貸し付け等の事務手続きに追われてしまい、本来の相談業務等に集中できない実態がある。
- 特例貸付の相談では、お金だけを借りたいと希望され、相談支援を拒否されることもあり、やるせない思いをした。
- 通常は「相談付き貸付」として、相談者と信頼関係を築きながら、貸付ができない場合でもつながりを切らない働きかけなどを行ってきたが、今回の特例貸付では十分に出来なかつたことに葛藤した。
- 「貸して終わり」「免除して終わり」ではなく、その人に応じた支援を考えないと社協が貸付を実施する意味はないし、社協の存在価値はないのではないかと。
- 単なる貸付として実施するのであれば、社協が実施する必要はないのではないかと。
- 事務的に「貸金業」をこなしてきたのは、新型コロナウイルスが落ち着いたら、全ての相談者に必要と思われる支援をしたいという望み。それができないことのストレスやジレンマがないよう、支援を制度化し、社協に位置づけ、安定した人件費を確保してほしい。
- 問題に直面してから相談体制を整備するのではなく、普段からある程度の準備をしておくことが必要ということも、改めて考えさせられた。
- 長期に渡り新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、支援を必要とする方への対応のあり方として、生活福祉資金制度による方法が適切な仕組みであったのか、疑問に感じる。
- 外国人からの申請が多く、対応に苦慮した。
- 正式に運用変更が決まる前に報道が先行し、またその変更も急な対応が求められたため、窓口での問い合わせや準備期間の不足等、対応に苦慮した。

(※) 社会福祉協議会との意見交換等を通じて、厚生労働省がお聞きしている主なご意見

# 參考資料

# 市町村社会福祉協議会の事業実施状況

- 社会福祉協議会は地域福祉の主要な担い手として、多岐に渡る分野の支援を担っている。

分野	事業内容	実施社協数	実施割合	備考
従来業務	ボランティアセンター機能	1,325	88%	
	災害ボランティアセンター設置	509	90%	実施割合は、災害対応に関する行政との覚書・協定がある社協（566）のうち、災害ボランティアセンターの設置の記載がある社協
	総合相談事業	1,247	82%	対象を限定しないあらゆる相談に対応
	見守り支援活動	898	59%	
生活困窮	自立相談支援事業	557	37%	
	家計改善支援事業	307	20%	
介護	居宅介護支援	978	65%	
	訪問介護	963	64%	
	通所介護	575	38%	
	地域包括支援センター	427	28%	
障害	居宅介護	917	61%	
	重度訪問介護	708	47%	
	同行援護	475	31%	
	相談支援事業	395	26%	
	移動支援事業	445	29%	
子ども	ファミリーサポート事業	256	17%	
	学童保育	211	14%	
インフォーマル	食事サービス	789	52%	
	移動サービス	529	35%	
	日常生活品や食品等の物品支援	771	51%	
	法外援護資金貸付・給付	531	35%	

出典：社会福祉協議会 活動実態調査等報告書 2018（令和2年5月刊行）

（n = 1,512 調査回答社協数）

※調査対象は、市（指定都市を除く）、特別区、町、村、指定都市の行政区の社協（計1,846 回答率82%）

# 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

緊急小口資金、総合支援資金（初回、再貸付）の申請受付期限を令和3年8月末から令和3年11月末へ延長。

予算措置額合計：1兆6,752億円

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額	1,549億円

## 【緊急小口資金】（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

### 償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除	確認対象	・ 緊急小口資金	： 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税	〔 住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。 〕
		・ 総合支援資金(初回貸付分)	： 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税	
		・ 総合支援資金(延長貸付分)	： 令和5年度の住民税非課税	
		・ 総合支援資金(再貸付分)	： 令和6年度の住民税非課税	

## 【総合支援資金(生活支援費)】（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左 (再貸付あり)(注2、3)
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

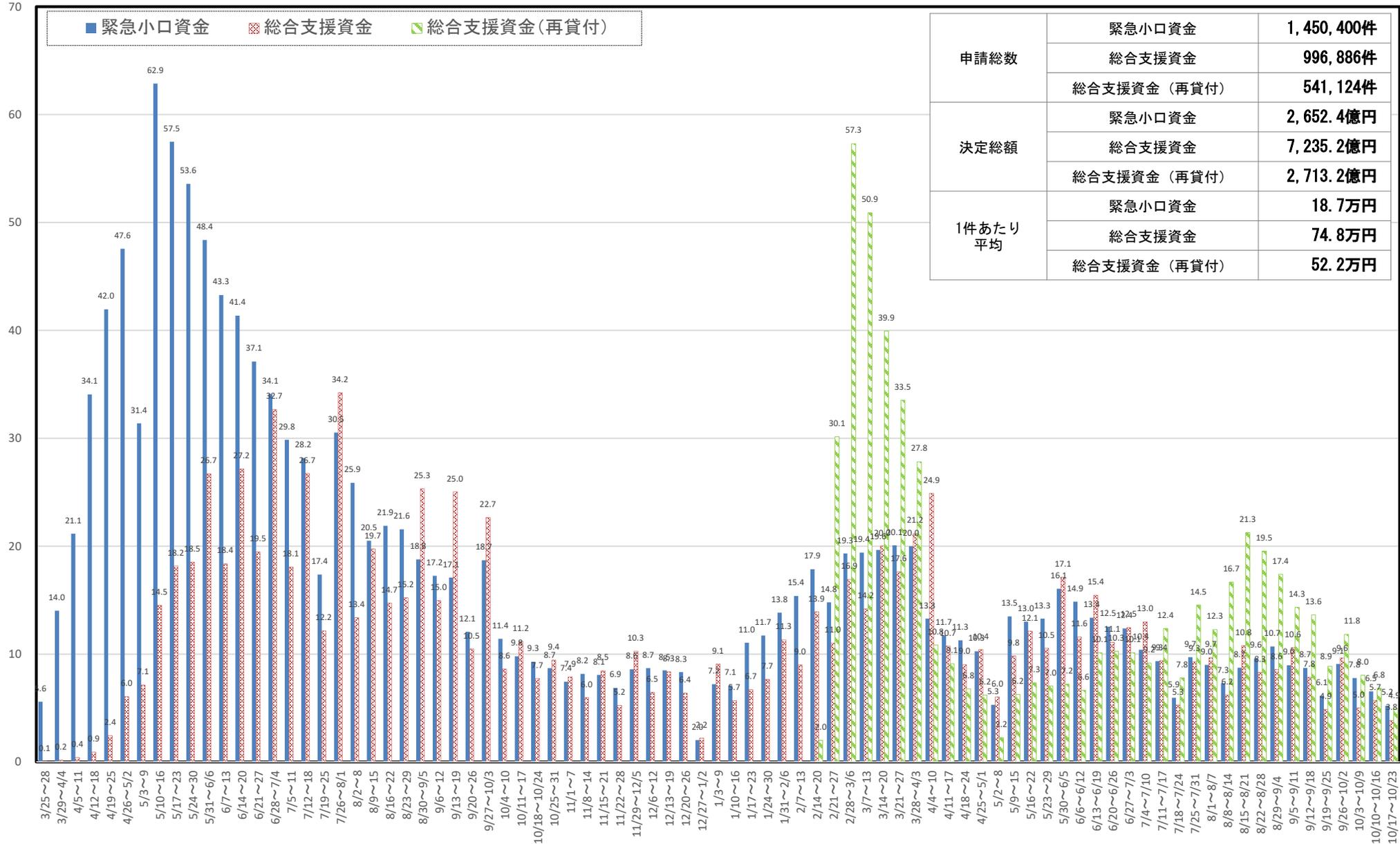
注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了

注3 令和3年11月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。

# 緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

申請件数(千件)

令和3年10月27日現在(速報値)



申請総数	緊急小口資金	1,450,400件
	総合支援資金	996,886件
	総合支援資金(再貸付)	541,124件
決定総額	緊急小口資金	2,652.4億円
	総合支援資金	7,235.2億円
	総合支援資金(再貸付)	2,713.2億円
1件あたり平均	緊急小口資金	18.7万円
	総合支援資金	74.8万円
	総合支援資金(再貸付)	52.2万円

※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

	改訂日	主な改訂内容
Vol. 1	令和2年 3月13日	○ 貸付にあたっては、相談者の状況を丁寧に聞き取り、柔軟な運用を行うことを明示。
Vol. 2	令和2年 3月24日	○ <u>収入の減少程度は問わないことや貸付の理由を限定することは不相当</u> であること等を明示。
Vol. 3	令和2年 3月25日	○ <u>一律に特定月数の給与明細等の書類を求めないことや外国人や個人事業主も貸付対象</u> であること等を明示。
Vol. 4	令和2年 3月27日	○ 新たに職員を配置する等の相談体制の強化に必要な経費が事務費の対象であることを明示。
Vol. 5	令和2年 3月30日	○ 教育支援資金等のその他の貸付を受けていても、資金の用途や必要性、償還能力等を勘案して柔軟に貸付を行うこと等を明示。
Vol. 6	令和2年 4月3日	○ 個人事業主等の収入減少の確認は、 <u>申立書を活用できること</u> や、 <u>収入減少の幅を超えて必要な資金の貸付が可能</u> であること、 <u>住民票等の必要書類は事後提出でも可能</u> であること等を明示。
Vol. 7	令和2年 4月10日	○ 破産手続き中の世帯員がいる世帯であっても、資金の用途や必要性、償還能力等を勘案して貸付を判断すること等を明示。
Vol. 8	令和2年 4月16日	○ <u>必要な額を迅速に貸し付けることが一層重要</u> であることとする基本方針を明示。 ○ <u>失業状態になくても、コロナの影響で収入減少があれば貸付の対象</u> であること等を明示。
Vol. 9	令和2年 4月23日	○ 総合支援資金の申込みは <u>郵送申請が原則</u> であることや、 <u>緊急小口資金は償還能力を厳密に審査するのではなく、柔軟に貸付を行うこと</u> 、 <u>総合支援資金は貸付金額が多額であることから、収入状況の改善見込等を確認しながら、償還能力等を勘案の上で検討</u> を行うこと等を明示。
Vol. 10	令和2年 4月28日	○ 印鑑登録証明書は不要であることを明示。

	改訂日	主な改訂内容
Vol. 11	令和2年 7月3日	○ 総合支援資金の延長貸付の開始に伴う、延長貸付の具体的な取扱内容(自立相談支援機関の支援を受ける等)等を明示。
Vol. 12	令和2年 9月17日	○ 令和2年10月以降、総合支援資金の初回貸付も自立相談支援機関の支援を受けることに同意することを貸付の条件とすること等を明示。
Vol. 13	令和2年 12月28日	○ <u>判断に迷うケースは、市社協から県社協、県社協から厚労省に相談することや、仕送りの減少した等の学生に対して柔軟に貸付</u> を行う等を示す。
Vol. 14	令和3年 2月12日	○ 総合支援資金の再貸付の開始に伴う、再貸付の具体的な取扱内容(自立相談支援機関の支援を受けることや、必要に応じてハローワークや生活保護につなぐこと等)等を明示。
Vol. 15	令和3年 3月16日	○ <u>養育費の減少やアルバイトやパートのシフト減少による減収、内定取り消し等の場合も、コロナによる収入減少が確認できれば柔軟な貸付を行うことが可能</u> である旨を明示。
Vol. 16	令和3年 3月18日	○ 償還免除の具体的な取扱(資金種類ごと免除判定を行うことや残債の一括免除等)を明示。
Vol. 17	令和3年 6月1日	○ 再貸付を利用した世帯は再度の貸付を行わず、自立支援金により対応すること等を明示。
Vol. 18	令和3年 6月28日	○ 再貸付が不承認となり、自立支援金を受給している者が、再度、再貸付の申請を行っても貸付の対象にならないことを明示。
Vol. 19	令和3年 8月17日	○ 再貸付は令和3年4月以降に緊急小口及び初回貸付を申請された世帯も対象であることを明示。
Vol. 20	令和3年 9月13日	○ 関係機関等との連携の際に、相談者が第三者に特例貸付の利用を知られることを望まない場合は、本人の意思を尊重する等の対応を行うことを明示。